

令和8年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

令和8年第3回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年3月9日（月）
午前9時30分から午前10時00分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 小野 祐

3番 錦戸 一郎

5番 田嶋 郁美

7番 高道 修二

4番 戸北 優

6番 道田 正弘

4. 本日の欠席委員（1名） 2番 宮崎 志武

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第24号 農用地利用集積等促進計画（案）について

日程第4. 議案第25号 非農地判断について

日程第5. 議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な
構想の見直し（案）に係る意見聴取について

日程第6. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

局長補佐 川原大輔 主事 高見優花

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和8年第3回の農業委員会総会
を開会致します。

まずは、高道会長からご挨拶をお願い致します。

高道会長

おはようございます。

前回、私が所用で欠席をさせていただいて、道田委員さんには代理をしていただきありがとうございました。

朝晩非常に冷え込んでいますが、昼間は非常に暖かく、3月に入ってから雨が降ったかと思っておりましたが多くは降りませんけども多少は降りました。この前、中尾に行きましたが「そが心配せんちゃよかっぱな」と、ダムに島があるそうで、そこが見えれば貯水率が40%って。行った時にはその島が見えなかったのも水は心配せんちゃよかよという話を地元の方が言っておられまして、早期水稻の作付も心配せんちゃよかなという感じで戻ったところでございます。

本日は限られた時間ですけども、最後までご審議よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日は、宮崎委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は高道会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の田嶋委員さんと6番の道田委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の川原氏、高見氏を指名致します。

続きまして、日程第2、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

2ページをお開きください。日程第2、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和8年3月9日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

今回、3件の申請があつておりますのでそれぞれご審議をお願いします。なお、3ページの整理番号1の案件につきましては、高道会長のご親族が関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願いします、整理番号1の案件につきましては、苓北町農業委員会総会会議規則第16条に基づき、職務代理者である道田委員に議事の進行をお願いします。

(高道会長退席)

道田職務代理者

それでは、整理番号1の案件につきましては、私の方で議事の進行をさせていただきます。事務局に説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田1筆、面積は606㎡です。

権利の種類は、贈与による所有権移転です。申請理由は、経営規模の拡大のためです。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、中通のフレンドショップたかはしから中通の中山団地方面に約100mほど行った交差点付近にある農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

戸北委員

はい。

議 長

戸北委員、お願いします。

戸北委員

2月27日にですね、事務局の高見さんと譲受人の方と私の3人で現地の確認を行いました。

譲渡人の方についてはですね、高齢で農地を処分したいということで、地元の親戚の方へ贈与したいということでした。

現地を確認しましたら、現在農地には牧草を作った跡がありました。

譲受人の話を聞きますと、今後は野菜を耕作したいということで、また近くにも譲受人が野菜を作付けされておりますので、何ら問題のないという風に確認をしてきました。以上です。

議長

現地確認大変お疲れ様でした。ただ今説明をいただきましたけれども、他にご意見はございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1は原案どおり認定することに致します。

道田職務代理者

それでは議長を交代しますので、高道会長お入りください。

(高道会長入室)

議長

それでは、整理番号2の案件につきまして事務局に説明を求めます。

事務局

6ページをお開きください。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の田1筆、面積は2,999㎡、畑2筆、面積は合計293㎡です。

権利の種類は、贈与による所有権移転です。申請理由は、経営規模の拡大のためです。

場所については、7ページから9ページに図示しておりますが、坂瀬川鶴地区にあります長濱興業の旧事務所周辺にある農地になります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。
この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

錦戸委員

はい。

議 長

錦戸委員、お願いします。

錦戸委員

2月27日にですね、譲受人の3男と事務局の高見さん、私と3人で田畑の現地確認を行いました。

畑には野菜を作っておられ、また田んぼではですね、稲作をしておられました。

元々田畑は譲受人の長男の名義になっていましたが、亡くなられたため譲渡人が相続していましたが、今回、実家へ農地を返したいということなのです。

譲受人は高齢であり、田畑を作るのは困難ですけど、子どもたちによって引き続き耕作をされるということですので、問題ないことを確認しましたので報告いたします。

議 長

ありがとうございます。この件について他にご意見ありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号2は原案どおり認定することに致します。

議 長

次に、整理番号3の案件につきまして事務局に説明を求めます。

事務局

10ページをお開きください。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は135㎡です。

権利の種類は、売買による所有権移転です。申請理由は、新たに農業を開始するためです。

場所については、11ページ、12ページに図示しておりますが、志岐の中通から城下方面に行ったコミセングラウンド方面につながる町道釜1号線沿いにある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

戸北委員

はい。

議長

戸北委員、お願いします。

戸北委員

2月27日にですね、事務局の高見さんと譲受人の方と私の3人で現地の確認を行いました。

譲渡人については、町外に住んでおられまして、譲受人とはすでに農地と住宅を売買契約されていまして、申請された土地についてはですね、住宅の隣になります。

その土地につきましては、現在草刈り等もして管理をされておられ、また、錆びた小さなハウスもあって、ミカンの木も植わってありました。

この土地に譲受人の方が、自家用の野菜を作りたいということでしたので、見るからによく管理されそうな方でもありましたので、何ら問題ないというように確認をしてきました。以上です。

議長

ありがとうございます。この件について他にご意見ありませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号3は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3、議案第24号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

13ページをお開きください。日程第3、議案第24号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するため附議する。

令和8年3月9日 荅北町農業委員会 会長 高道修二。

14ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が5件、詳細は田5筆 合計5,296㎡です。明細は15ページ、16ページに記載しています。

また、5年未満の再設定が1件、詳細は田1筆 1,745㎡です。明細は17ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

最後に所有権移転が1件、畑1筆 1,019㎡です。明細は18ページに記載しています。

いずれも、所有権の移転を受ける者、所有権を移転する土地、所有権を移転する者、移転内容につきましては、それぞれ議案記載のとおりですので、利用権設定と併せてご審議をお願いします。

なお、今回の所有権移転に関しては、農業公社への所有権移転であり、今後、農業公社から農業者への移転手続きが進められます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございますので、議案第24号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第25号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。19ページをお開きください。日程第4、議案第25号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和8年3月9日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回、農地利用最適化推進委員によります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された都呂々地区の農地の非農地判断についてご審議いただきたいと思います。

20ページをお開きください。

現況調査票にあります利用状況調査結果に基づきB分類と判断された都呂々地区の農地56件です。令和8年3月2日に道田委員及び事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては21ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては22ページから33ページに図示しております。場所は、現況調査表の1から21までが都呂々ダム周辺にある農地、22から47までが轟みかん団地周辺にある農地、48から50までが轟みかん団地から少し上った松浦河内地区周辺にある農地、51から56までが都呂々上にあります田城建設周辺にある農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

道田委員

はい。

議長

道田委員、お願いします。

道田委員

非農地判断の現地確認にですね、3月2日に事務局2名と私3名で調査を行いました。幾分雨でしたので、道が舗装してないところもあり大変苦慮しましたけれども、何分56筆の確認ということで時間的にも大分かかったんですが、先ほど話がありましたけれども、1番から21番までは本当に都呂々ダム周辺ということで、すでに移住されて作っていらっしゃらず山林化が進んでいるそういう畑でしたので、ここは現況どおりということで確認をしてまいりました。

22番から47番まで、ここはですねミカン団地の中の圃場で、すでに高齢だったり離農されている方もいらっしゃる関係でですね、ミカンの木は伐採してあって、今は雑木が生えて山林化していました。

48番から50番までは、松浦河内というポツンと1軒屋みたいな所で、農家さんがいらっしゃらない所なので、ここも現状は山林化していたということで確認をしてきました。

51番から56番の所もですね、高齢者の方たちばかりで畑の現状はほとんどないような状態で、雑木と竹が生えていてそういうような状況でしたので、現況復旧はできないというようなことで確認をしてまいりましたので、非農地としていいんじゃないかということで確認をしてまいりました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。非常に厳しい現状にあるというのは、これは説明のあった地区ばかりでなくてですね、ほかの地区もこういう環境にあるということの認識だという風に私は思っております。

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声あり)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり非農地と認定することに致します。

続きまして、議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に係る意見聴取についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、34ページをお開きください。日程第5、議案第26号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に係る意見聴取について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求められたので附議する。

令和8年3月9日 苓北町農業委員会 会長 高道修二。

ここからは担当の高見がご説明致します。

事務局

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)の見直しについて説明いたします。

まず、基本構想とは苓北町の農業の目指す方向、経営の規模、農地の利用に関する事など定農業者制度の基礎となる構想です。その基本構想を農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、変更しなければなりません。変更する場合、農業委員会に意見を聞かなければならないとなっておりますので、変更した点を説明いたします。

今回の変更では、大きく3点変更しました。

1つ目は4ページをお開きください。第1の5(2)雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標では、県農業計画の目標を反映し、600人から年間490人に変更しています。新規就農者の目標所得も認定農業者の目標と同様に、主たる従事者一人当たりを追記しています。

2つ目は19ページをお開きください。第5の1の第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項について、地域計画の具現化に向けて、農地集積推進チームが連携し、担い手の意向が反映されるよう調整することを追記しています。

3つ目は23ページをお開きください。第6の農地中間管理機構に関する事項についてですが、市町村基本構想に定める事項に含まれていないため削除しています。

その他の修正点としましては、名称の統一や文言の修正をしております。説明につきましては、以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

只今事務局からご説明をいただきましたが、この件につきまして、皆様方からのご意見がございましたら挙手をお願いします。

私から、経営類型に酪農が入ってますよね。酪農家が現状はゼロなんですよ。最後の酪農家が辞められたものですから。この辺はいいのかなという疑問に思いました。

事務局

これについては、経営の類型なので、今後酪農家がいらっしゃればこれを基本に経営をしていただく。ここを目標にしてもらうというところでいいかなと、ただし1ページの上の方にある酪農は、酪農家さんが無くなりましたので、ここについては今回外してあります。

議長

分かりました。確認でした。

他にありませんか。

道田委員

はい。

議 長

道田委員。

道田委員

確認ですが、1ページ目のみかんのところで、上から4行目の果樹においては、日南早生（夢っ子）、肥のあかりを中心にということで書いてあるんですが、肥のあかりって苓北には無いのかなと思ってですね。

錦戸委員

ありはすつとばってんですね。量的には。

道田委員

ここは肥のあかりではなくて違う品種。田口とかが今農協なんかは力入れとるけんですね。

錦戸委員

田口ミカンを推進しよるですね。

事務局

分かりました。ここは農協に確認して田口ならば田口というところで文言修正をしたいと思います。

議 長

他にございませんか。

（ありません。の声あり）

ないようでございますので、この件につきましては一部協議をしていただきまして承認したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員賛成）

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございますので、一部協議をして基本方針の変更については承認することに決定致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局から特にございませませんが、次回、令和8年第4回総会は、令和8年4月6日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和8年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時00分

会 長

署名委員

署名委員